

け入れてきました。同時に、実際に各地に赴き、各地での現場にあった自然エネルギー事業が立ち上がるようにノウハウを提供するようなお手伝いも様々に行なってきました。

1つの地域を例に挙げてみます。九州の鹿児島県にあるいちき串木野市という所で、工業団地の屋根いっぱいに太陽光発電を展開したいということでした。当時は国の固定価格買取制度も始まっておらず、東日本大震災も起こる前で、とても壮大なこの構想に驚きました。しかしまだ具体的にはどのように進めていくか、どうやったら地域を巻き込んでいけるのか見当もつかない様子でした。そこで、最初は専門家と共に地域の各プレーヤーを土俵につかせるべく、調査事業を提案しました。その後、FS事業（フィージビリティスタディ事業）という事業化可能性検討事業に補助金採択され、工業団地地域における自然エネルギー事業可能性の調査事業が始まりました。調査事業が皮切りとなり、2年後には民間主導による、地域エネルギー会社「合同会社さつま自然エネルギー」が誕生しました。合意形成には関わった方々の多くの労苦がありました。最終的に会社の中には市も出資しており、官民一体となった自然エネルギー事業となっています。

また、別の地域の例では、会社が那須塩原市において行政主導の補助事業コンサルとして、1年間の調査事業及び普及啓発事業の委託を受けて行ないました。その中で那須塩原市が市内においての太陽光発電の普及を進めるため、地域エネルギー会社設立を目指した検討会を行ないました。民間企業、金融機関や専門家も交える形で理解を深め、合意形成をしていきましたが、結果として1年間の検討会によって地域エネルギー会社を設立するには至りませんでした。理由は様々にありますが、一番の理由としては行政と民間企業の描くエネルギー会社の形態が一致せず、合意ができなかったと結論づけています。もし、ここで強引に南信州の会社が進出して事業を始めるなど、地域合意と異なる動きをとれば

開発事業は始めることができたかもしれませんが、それでは地域事業としてエネルギー会社が地域に根付いて育っていくことはできないため、願う姿ではありませんでした。地域主導で始めていくためには、行政だけではなく、やはり地域の中の“キーパーソン”となる人が事業を立ち上げていく必要があり、また共同体等にしようとしても“最後に事業責任を取る人物（組織）”が地域に現れるかどうかで決まると感じています。したがって地域外からの協力という形にはどうしても限界があり、結果が様々に出るがそれを大事にして先を考える、ということは異なる地域の方々と一緒に取り組みをさせていただく中で自分自身が深く学ばせていただいているところです。“誰かが声をあげ、話し合って理解していく”、“共通した絵を描く”という部分を、蔑ろにしては、でき上がったものに対する結果が大きく異なるようになります。すなわち、那須塩原市のこの結果の状況下においては、地域エネルギー会社ができあがらないことが正解だったと言えます。

日本では2012年固定価格買取制度が施行され、自然エネルギーの事業性が担保され普及が一気に進みましたが、自然エネルギーへの転換の名のもとに乱開発ともいえる事態が進行し、住民の反対運動があちこちで起こってきています。鬼怒川の氾濫の時にも太陽光発電の設置による川岸の森林伐採が報道されました。太陽光の光反射問題、風車の低周波問題など、様々な自然エネルギーの問題が出ていますが、例えば火力発電所や原子力発電所の建設でそのような問題を放置するのでしょうか。答えはNOです。それらにも近隣への影響は少なからずありますが、自然エネルギー発電所を建設するにしても、やはり地元との合意形成をしなければ問題が起こることは同じです。この問題の多くは事業者側が近隣や自治体等との合意、確認を怠り、違法的にも開発してしまうことが理由です。実際に被害を受けるのは住民で、事業者は、地域や住民への損害賠償や、安全保障をしなければなりま

せん。

しかし一方で、このような乱開発を罰することができなかつた法制度にも問題があります。未だに自然エネルギー開発における自治体窓口が細分化され、自分の担当分野以外の窓口を紹介しないような状況もあります。少なくとも1つの窓口相談にきた場合に、自治体側も乱開発と言われてしまう結果を止めるための対策は講じておくべきと考えます。

後手ではありまだ不十分ですが、40MW以上の太陽光発電への国の環境アセスメント許可（環境影響評価）や、自治体毎の条例による開発規制等が施行されてきています。

### 【“地域力”を使った自然エネルギーを増やすために】

自然エネルギーを適切に各地域で増やしていくためには、“地域力”を使った開発ができるキーパーソンとなる人財が育ち、様々な組織の中で活躍することが不可欠です。人類の共通の恩恵である、自然の恵みを、その地に生きる人が一番に味わっていくべきです。飯田市の「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」では、「…飯田市の区域に存する自然資源を環境共生的な方法により再生可能エネルギーとして利用し、持続可能な地域づくりを進めることを飯田市民の権利とすること…」と記載しています。自然エネルギーが誰のためのものかを明言した、素晴らしい条例です。もともと地域住民が当たり前を受けてきた恩恵を、地域住民の権利として守り、存続させ、合意をしていくことが、各地域にとって大切なことです。地域の豊かさを再発掘するチャンスでもあるのです。

最後に、長野県飯田市のおひさま進歩エネルギー株式会社では、2016年4月より、それまで単発的に毎年自然エネルギー起業のためのインターン研修や起業セミナーを実施してきたものを体系化し、京都大学の経済学者諸富徹教授に学長となつていただき、一般社団法人で「飯田自然エネルギー大学」を始め



飯田自然エネルギー大学の様子

ました。社会人向けの2年制で、現場力も踏まえた地域エネルギーのキーパーソンとなれるべく実力を備えられるようカリキュラムを組んでいます。長野県はもちろん全国から応募がきており、今年3期生が卒業します。卒業生の活躍を知るのも、喜びの1つです。

まだまだ各地域には可能性があります。自然エネルギーで地域を、そして日本の未来を変えましょう！

